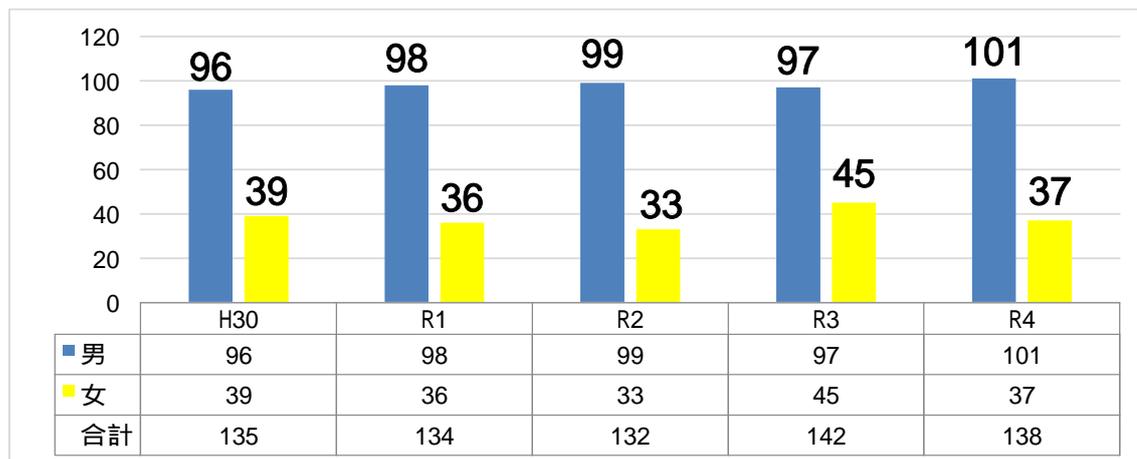


定例会議資料	損害賠償債務を巡る争訟事件の判決について	令和5年5月17日 監察課
<p>1 事件名</p> <p>(1) 債務不存在確認請求事件（高知地方裁判所 令和4年（ワ）第158号） <u>本訴</u></p> <p>(2) 連帯保証債務履行請求反訴事件（高知地方裁判所 令和4年（ワ）第288号） <u>反訴</u></p> <p>(3) 損害賠償請求事件（高知地方裁判所 令和4年（ワ）第289号） <u>提訴</u></p> <p>2 訴訟の提起日</p> <p>(1) 本訴：令和4年8月5日（特別送達を受領日 令和4年8月12日）</p> <p>(2) 反訴及び提訴：令和4年12月28日</p> <p>3 当事者</p> <p>(1) 本訴原告、反訴被告 A（連帯保証人）</p> <p>(2) 提訴被告 B（主債務者）</p> <p>(3) 本訴被告、反訴及び提訴の原告 高知県（代表者 高知県知事 濱田 省司）</p> <p>4 事件の概要</p> <p>高知県（警察）は、Bによる交通事故が原因で損壊した信号機の修繕代金等について、平成26年12月25日にBを主債務者、Aを連帯保証人とする損害賠償債務契約を締結し、以後はBから継続して債務承認書を徴収し、損害賠償請求権の消滅時効の延長措置を執り債権管理を行っていたが、両名からは返済がされず、令和4年8月5日付けでAが、「本件の連帯保証債務は平成29年12月24日に消滅時効が成立しており存在しない。」等を原因とする債務不存在確認のための本訴を提起した。</p> <p>これに対して高知県（警察）は、Bによる二度の有効な債務承認により、Bの債務と共にAの連帯保証債務は存在することから、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき、令和4年12月28日、Aに対する反訴及びBに対する提訴を行った。</p> <p>5 判決</p> <p>(1) 判決日 令和5年3月16日（提訴）、同月30日（本訴・反訴）</p> <p>(2) 判決要旨</p> <p>ア Aの訴えを却下する。</p> <p>イ 提訴の訴訟費用はBの負担、本訴反訴の訴訟費用はAの負担とする。</p> <p>ウ A・Bは、高知県に対し、93万960円及びこれに対する平成26年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>エ この判決は、ウに限り、仮に執行することができる。</p>		

定例会議資料	令和4年の自殺統計及び今後の対応について	令和5年5月17日 生活安全企画課
--------	----------------------	----------------------

1 自殺統計値（発生地が県内であるもの）

(1) 過去5年間の推移（男女別）



(2) 年齢

年齢	1～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～79	80～	不詳	合計
令和4年	3	12	14	24	29	4	6	25	21	0	138
前年比	0	-3	-3	-3	18	-3	-8	2	-4	0	-4

(3) 原因別（複数計上：令和3年以前は3つまで、令和4年以降は4つまでを選択）

原因	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
令和4年	31	86	43	14	3	1	7
前年比	16	37	21	5	-3	-3	0

2 県警察における今後の対応

第3期高知県自殺対策行動計画（令和5年4月策定）にのっとり、関係機関と連携した取組

(1) 関係機関等との情報共有

(2) 広報活動

(3) 自殺企図者・自殺未遂者に関する支援

- ア 警察相談等の警察活動を通じた自殺企図者及び未遂者の把握
- イ 自殺を企図した行方不明者に対する早期発見・保護
- ウ インターネット上の自殺予告事案等の把握と対策
- エ いじめ・性犯罪等の被害少年支援活動の強化
- オ 相談機関への適切な橋渡しの推進